

1 職員の任免及び職員数等に関する状況

(1) 職員の総数

(各年4月1日現在)

区 分	平成27年	平成26年
職 員 定 数	人 3,355	人 3,337
職 員 数	3,187 (うち女性 886)	3,187 (うち女性 872)

(注) 職員が携わる職種には、事務職、土木・建築・機械技術職、資格職（保育士、保健師、学芸員等）、技能労務職などがあります。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成27年	平成26年		
一般行政関係		人 1,887	人 1,878	人 9	新規施策の推進に伴う増など
特別行政関係	教育委員会	444	450	△ 6	退職者不補充による減など
	消 防 局	438	444	△ 6	初任教育期間中職員の減など
	小 計	882	894	△ 12	
公営企業等会計関係	上下水道局	294	295	△ 1	業務の見直しによる減など
	病 院	6	5	1	執行体制の整備に伴う増
	そ の 他	118	115	3	介護保険事業の増など
	小 計	418	415	3	
合 計		3,187	3,187	0	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 一般行政関係とは、教育、消防、公営企業等会計関係以外の部門です。公営企業等会計関係とは、上下水道・病院の公営企業及び特別会計部門です。

(3) 職員の年齢状況

全職員の平均年齢

(各年4月1日現在)

平 成 27 年	平 成 26 年
44.2歳	44.0歳

(4) 採用者の状況

採用試験の実施状況

区 分	受験者	1次試験合格者	2次試験合格者	最終合格者	倍 率
一般行政職	人 7 3 3 (767)	人 3 8 3 (405)	人 1 9 0 (210)	人 8 1 (84)	倍 9.0 (9.1)
	1 8 6 (222)	8 1 (96)	5 6 (70)	2 6 (34)	7.2 (6.5)
資 格 職	6 6 (97)	5 5 (35)	2 6 (11)	1 9 (10)	3.5 (9.7)
	5 2 (76)	4 4 (23)	2 3 (9)	1 6 (8)	3.3 (9.5)
技能労務職	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	— (-)
	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	— (-)
消 防 職	1 2 9 (184)	3 0 (34)	1 5 (21)	7 (9)	18.4 (20.4)
	8 (12)	1 (2)	1 (2)	1 (1)	8.0 (12.0)
計	9 2 8 (1,048)	4 6 8 (474)	2 3 1 (242)	1 0 7 (103)	8.7 (10.2)
	2 4 6 (310)	1 2 6 (121)	8 0 (81)	4 3 (43)	5.7 (7.2)

(注) 1 各職種の下段は、女性の該当者数であり、内数です。

2 () 内は平成 25 年度の状況です。

(5) 人事異動の実施状況

区 分	一般行政関係	教育委員会	消 防 局	上下水道局	計
部 長 級	人 3 (4)	人 1 (2)	人 1 (0)	人 1 (0)	人 6 (6)
課 長 級	4 1 (19)	5 (7)	1 1 (12)	1 1 (1)	6 8 (39)
係 長 級	1 1 7 (120)	2 0 (24)	4 7 (24)	5 2 (15)	2 3 6 (183)
担 当 者 級	2 2 5 (352)	6 7 (14)	6 8 (42)	1 2 5 (46)	4 8 5 (454)
合 計	3 8 6 (495)	9 3 (47)	1 2 7 (78)	1 8 9 (62)	7 9 5 (682)

(注) 1 教育委員会には、校長、副校長、教諭等を含みません。

2 () 内は平成 25 年度の状況です。

(6) 退職者の状況

事由別退職者の数

区 分	定年退職	自己都合	そ の 他	計
市 長 部 局	5 4 ^人 (46)	1 7 ^人 (14)	2 ^人 (3)	7 3 ^人 (63)
教 育 委 員 会	1 1 (14)	6 (2)	8 (13)	2 5 (29)
消 防 局	1 0 (15)	3 (2)	1 (0)	1 4 (17)
病 院	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
上 下 水 道 局	6 (16)	4 (1)	0 (1)	1 0 (18)
合 計	8 2 (91)	3 0 (19)	1 1 (17)	1 2 3 (127)

(注) 1 定年退職とは定年(原則60歳)により退職するもの

自己都合とは本人の都合により退職するもの

その他とは死亡等により退職するもの

2 ()内は平成25年度の状況です。

(7) 再任用の状況

再任用とは、高齢者雇用のため定年退職者を再雇用する制度です。

なお、再任用職員には、定年前の職員と同様に勤務する常時勤務職員と、それよりも短時間勤務する短時間勤務職員があります。

職 種	常 時 勤 務	短 時 間 勤 務
一 般 行 政 職	5 5 ^人 (39)	2 8 ^人 (37)
技 能 労 務 職	3 4 (13)	4 8 (67)
計	8 9 (52)	7 6 (104)

(注) 1 ()内は平成25年度の状況です。

2 職種は再任用時の職種で、一般行政職に医療職、企業職、教育職が含まれています。

(8) 障害者の任用状況

平成27年度	平成26年度
2. 4 4 % (2. 3 0 %)	2. 3 8 % (2. 3 0 %)

(注) 1 数値は各年6月1日現在の数値です。

2 ()内は法定雇用率です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

人件費とは、職員に支給される給与のほか、特別職に支給される給料・報酬等、職員が加入している地方共済組合に事業主として支払う負担金等を合計したものです。

区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 418,277	千円 140,911,938	千円 3,425,077	千円 26,865,129	% 19.1	% 19.3

普通会計とは、公営事業会計（水道、下水道、病院、国民健康保険費、介護保険費、後期高齢者医療費の各事業会計）を除いたものです。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

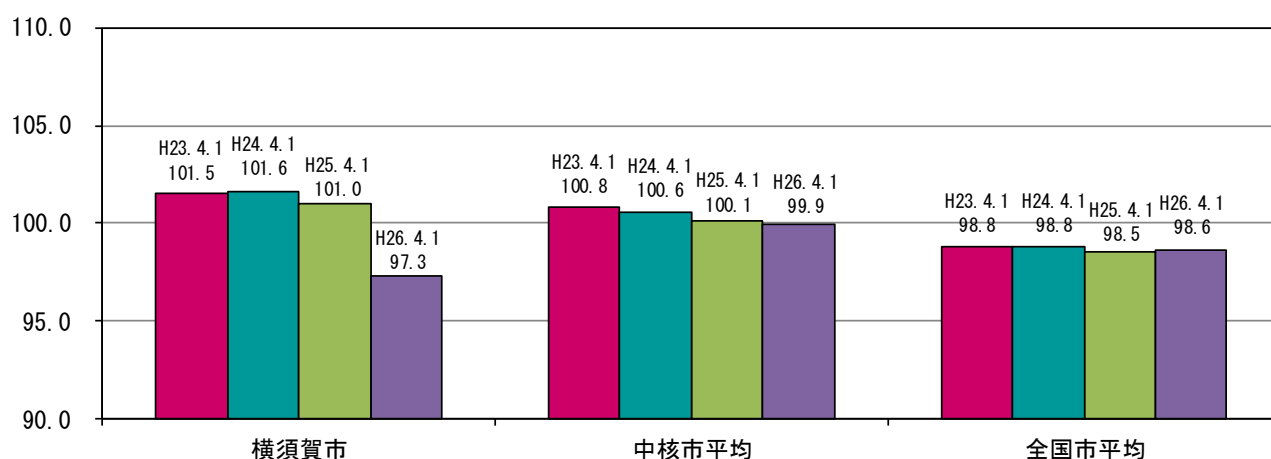
職員給与費とは、職員に支給する給与の総額をいいます。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
26年度	人 2,769	千円 11,025,079	千円 3,642,686	千円 4,370,918	千円 19,038,683	千円 6,876

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 給与費は地方財政状況調査に使用した額（決算額）です。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 特記事項

(給与減額の状況)

減額実施期間			
平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日まで			
減額措置の内容			
(給料・手当)			
区 分		給料・地域手当	期末手当・勤勉手当
一般職	管理職手当の支給を受ける職員	▲ 5. 5 %	▲ 3. 2 %
	上記以外の職員	▲ 3 %	
特別職	市長	▲ 1 5 %	▲ 1 0 % ※特別職には勤勉手当 の支給はありません
	副市長	▲ 1 0 %	
	教育長、代表監査委員、 上下水道事業管理者	▲ 8 %	

(5) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（各年 4 月 1 日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
横須賀市(27年)	43.4 歳	332,430 円	453,549 円	402,721 円
神奈川県(26年)	43.2 歳	328,887 円	436,477 円	382,261 円
国 (27年)	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
中核市 (26年)	41.9 歳	324,583 円	412,561 円	369,919 円

②技能労務職

区 分	平均 年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)	年収ベース (試算値)
横須賀市(27年)	49.8 歳	459 人	324,605 円	411,382 円	381,803 円	—
うち清掃職員	49.4 歳	180 人	345,686 円	465,256 円	413,561 円	7,329,771 円
うち学校給食員	47.1 歳	102 人	301,301 円	353,236 円	347,924 円	5,637,599 円
うち用務員	50.2 歳	99 人	316,789 円	385,383 円	371,369 円	6,165,590 円
うち自動車運転手	52.5 歳	15 人	342,411 円	469,096 円	405,608 円	7,376,556 円
うちその他	54.2 歳	63 人	310,150 円	378,715 円	356,646 円	5,975,023 円
神奈川県(26年)	54.6 歳	359 人	349,825 円	421,984 円	398,494 円	
国 (27年)	50.2 歳	2,994人	289,141 円	—	328,318 円	
中核市 (26年)	47.8 歳	290 人	330,820 円	392,126 円	362,360 円	

(注) 1 その他は、ボイラー技士、電話交換手、土木作業員などです。

2 中核市の職員数は平均職員数です。

③高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
横須賀市(27年)	51.0 歳	414,721 円	507,735 円
神奈川県(26年)	45.5 歳	369,876 円	447,630 円
中核市 (26年)	46.2 歳	395,580 円	460,318 円

④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
横須賀市 (27年)	43.1 歳	321,884 円	413,761 円	372,421 円
国 (27年)	46.7 歳	346,447 円	—	316,503 円
中核市 (26年)	38.5 歳	299,502 円	373,169 円	328,569 円

⑤消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
横須賀市(27年)	40.7 歳	326,040 円	461,939 円	397,622 円
中核市(26年)	39.0 歳	306,543 円	403,680 円	351,053 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(6) 職員の初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

区 分		横須賀市	神奈川県	国
一般行政職	大 学 卒	182,300 円	180,800 円	総合職 181,200 円 一般職 174,200 円
	高 校 卒	150,900 円	146,500 円	一般職 142,100 円
技能労務職	高 校 卒	145,600 円	144,200 円	—
	中 学 卒	136,700 円	135,400 円	—
高等学校教育職	大 学 卒	201,400 円	201,900 円	—
看護・保健職	大 学 卒	186,900 円	—	203,400 円
	短大3卒	176,700 円	—	191,300 円
消 防 職	大 学 卒	193,900 円	—	—
	高 校 卒	162,700 円	—	—

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	254,821 円	361,326 円	390,003 円	420,278 円
	高 校 卒	217,667 円	319,400 円	352,300 円	381,071 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	358,367 円
	中 学 卒	—	269,727 円	304,710 円	340,590 円
高等学校教育職	大 学 卒	338,026 円	397,800 円	423,410 円	448,033 円
看護・保健職	大 学 卒	249,850 円	353,840 円	377,500 円	403,630 円
	短大3卒	—	—	—	378,250 円
消 防 職	大 学 卒	273,025 円	371,600 円	395,100 円	411,069 円
	高 校 卒	234,367 円	333,375 円	368,000 円	386,856 円

(注) 1 該当する職員がない欄は、「—」としています。

2 該当する職員が少数の場合は、近似の経験年数を含めて、記載しています。

(8) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	担当者 (補助的な業務に従事する担当者)	53 人	3.7 %	132,700 円	266,300 円
2 級	担当者	369 人	26.1 %	162,700 円	339,900 円
3 級	主 任 (高度な知識を要する担当者)	490 人	34.6 %	263,000 円	396,900 円
4 級	係 長・主 査	270 人	19.1 %	290,300 円	412,100 円
5 級	課長補佐 (高度な知識を要する係長・主査)	101 人	7.1 %	321,700 円	436,700 円
6 級	課 長	79 人	5.6 %	337,300 円	469,300 円
7 級	次 長 (高度な知識を要する課長)	32 人	2.3 %	328,400 円	491,700 円
8 級	部 長	22 人	1.5 %	465,700 円	538,800 円
計		1,416 人	100.0 %		

(注) 1 横須賀市の職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 一般職給料表が適用されている職員のうち、一般行政職職員の給料表の級区分による職員数です。

3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

(9) 昇給の実施状況

昇給には以下のものがあります。

① 査定昇給

4月1日から3月31日までの1年間の勤務成績により、翌年4月1日に5段階の昇給区分で昇給します。(昇給区分をEに決定された一般職員は、昇給しません。)

(一般職員)

昇給区分	A	B	C (標準)	D	E
昇給の号給数	8号給以上	5号給 6号給	4号給	1号給以上 3号給以下	0号給

(特定職員：課長級以上の職にある職員)

昇給区分	A	B	C (標準)	D	E
昇給の号給数	8号給以上	4号給以上 6号給以下	3号給	1号給 2号給	0号給

② その他の昇給

それ以外に昇給できる場合としては、次の場合があります。

- ・研修に参加し、その成績が特に良好な場合
- ・業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより表彰を受けた場合
- ・職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合
- ・勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合

(10) 高齢層職員の昇給抑制制度の概要

高齢層職員の昇給抑制制度とは、民間企業等との均衡を図るため、一定年齢以上の職員について、昇給抑制を行う制度で、査定昇給時の昇給号給数を半分に抑制しています。

なお、国家公務員は、一定年齢以上の職員について、標準の勤務成績では昇給停止となる制度を平成26年1月から導入しています。

職 種	横須賀市	国
一般行政職	昇給抑制：55歳以上	昇給停止：55歳以上 (標準の勤務成績では昇給停止)
技能労務職	昇給抑制：55歳以上	昇給停止：57歳以上 (標準の勤務成績では昇給停止)

(11) 職員の手当の状況

職員は、以下の手当が支給されます。

期末手当・勤勉手当：民間企業のボーナス等に相当する手当

退職手当：退職したときに支給される一時金

地域手当：民間における賃金等を考慮して職員に支給される手当

特殊勤務手当：危険、困難、不健康な業務等に従事したときに支給される手当

時間外勤務手当：正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給される手当

その他、扶養手当、住居手当、通勤手当等があります。

①期末手当・勤勉手当

横須賀市	神奈川県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,580千円	—	—
(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 役職者加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の等級による加算措置 職務段階別加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

②退職手当 (平成27年4月1日現在)

横須賀市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置：なし 1人当たり平均支給額 3,649千円 22,784千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825 月分 勤続35年 41.325月分 49.59 月分 最高限度額 49.59 月分 49.59 月分 その他の加算措置：定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績 (平成26年度決算)			1,207,783 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)			420 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
全地域	10 %	2,876人	10 %

④特殊勤務手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成26年度決算）			90,775千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成26年度決算）			146,647 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度決算）			21.4%	
手当の種類（手当数）			13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する 支給単価
福祉業務手当	社会福祉主事、知的障害者福祉司等	社会福祉の現業に従事	9,083千円	日額 300円
深夜特殊業務手当	総務課警備員、南処理工場交代制勤務者	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事	2,177千円	1勤務 200円～800円
防疫作業手当	医師、消防吏員以外の職員	感染症患者の救護、防疫作業に従事	3千円	日額 200円
保健所等業務手当	医師、歯科医師	保健所等に勤務する医師・歯科医師が所定の業務に従事	3,300千円	月額100,000円以内
特別手当	用地交渉特別手当	全職員 公共用地の取得等に係る交渉業務に従事	7千円	1件 180円（昼間）、230円（夜間）
	下水管内検査等手当	財政部職員、環境政策部職員、土木部職員	0千円	日額 150円（新設管）、300円（使用管）
	自宅待機手当	全職員 業務命令により自宅待機したとき	810千円	日額 450円（平日）、1,800円（週休日、祝日）
	特殊車両運転手当	環境政策部職員、土木部職員	0千円	日額 200円
	道路上作業手当	環境政策部職員、土木部職員	9千円	日額 200円
	高所作業手当	資源循環部職員 地上10メートル以上の足場の不安定な高所において、点検・維持管理作業等に従事	183 千円	日額 150 円
	時間を単位とする特殊勤務手当	全職員 勤務時間外に災害対応等の業務に従事	28,798千円	一般職員 2,300円 医師・歯科医師 3,900円
救急出動手当	消防吏員	救急業務に従事	12,295千円	1回 150円、510円（救急救命士）
災害出動手当	消防吏員	水震火災等の災害防御又は警戒業務に従事	1,985千円	1回 300円、2,300円（毒性物質等による災害）
特殊作業手当	消防吏員	地上又は水上10メートル以上の足場の不安定な高所で消防作業等に従事	513千円	日額 150円
潜水手当	消防吏員	潜水器具を着用して人命救助等のため潜水作業に従事	88千円	200円～1,000円
交替制勤務手当	消防吏員	常時24時間の勤務に服する職員が当該勤務に従事	23,498千円	1回 600円
国際緊急援助隊手当	消防吏員	国際緊急援助隊の派遣に関する法律に規定する国際緊急援助活動に従事	0千円	日額 4,000円

教員特殊業務手当	高等学校等教職員	教職員が非常災害時における生徒の保護等の業務に従事	8,026千円	1回 400円～6,400円
教育業務連絡調整手当	高等学校教職員(主任)	教務主任等が担当業務に従事	0千円	日額 200円

⑤時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	1,012,367 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	350 千円
支給実績（平成25年度決算）	967,972 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	338 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

⑥その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	配偶者 14,100円	異なる	配偶者 13,000円	359,315 千円	259,996 円
	配偶者以外の扶養親族 6,600円		配偶者以外の扶養親族 6,500円		
	配偶者が扶養親族でない職員の扶養親族のうち1人 7,600円		配偶者が扶養親族でない職員の扶養親族のうち1人 6,500円		
	配偶者がいない職員の扶養親族のうち1人 11,600円		配偶者がいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円		
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子等の扶養親族(加算) 5,500円	異なる	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子等の扶養親族(加算) 5,000円		
住居手当	自己所有住宅 15,800円 借家・借間 支給限度額 30,900円	異なる	借家・借間 支給限度額 27,000円	465,444 千円	231,795 円
通勤手当	通勤距離2km以上に支給 交通機関利用者：運賃相当額 支給限度55,000円 交通用具利用者：通勤距離に応じて支給 支給限度31,600円	同じ	—	283,617 千円	109,589 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定する職、級にある者に対して支給 8級（部長） 110,000円 7級（次長） 85,000円 6級（課長） 75,000円 5級（課長補佐） 60,000円	異なる	俸給の特別調整額 行政職俸給表（一）を適用する職員 139,300円～46,300円	269,448 千円	834,204 円

初任給調整手当	医師、歯科医師に採用された職員で採用後35年を経過しない職員に採用後等の期間に応じて支給	異なる	国の制度では、科学技術に関する専門知識を有する職員を対象とするなど支給範囲及び支給額が異なる。	12,282 千円	1,754,571 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員に支給 時間外勤務手当基礎額×25/100×夜間勤務時間数	同じ	—	38,277 千円	100,728 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき 5,500円	異なる	勤務1回につき 4,200円～5,900円	2,442 千円	93,923 円
産業教育手当	実習を伴う工業に関する科目を主として担任する教諭等に支給 給料表の級号給に応じて18,000円～38,000円	—	—	0 千円	0 円
定時制教育手当	定時制課程を置く高等学校の校長及び教員（本務として定時制教育に従事する養護教諭、養護助教諭及び実習助手に限る。）に対して支給 校長27,000円、教員34,000円	—	—	732 千円	366,000 円
義務教育等教員特別手当	教育職員に対して支給 給料表の級号給に応じて8,000円を超えない範囲内	—	—	6,427 千円	82,400 円

（１２）特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料報酬	市長	1,031,000 円		
	副市長	877,000 円		
	代表監査委員	677,000 円		
期 末 手 当	議長	743,000 円		
	副議長	680,000 円		
	議員	646,000 円		
退 職 手 当	市長	(26年度支給割合) 3.35月分		
	副市長	(26年度支給割合) 3.35月分		
退 職 手 当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	1,031,000円×在職月数×45/100 877,000円×在職月数×33.75/100	22,269,600円 14,207,400円	任期ごとに支給 任期ごとに支給

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

2 常勤の特別職には給料を、非常勤の特別職には報酬を支給することとされています。

(13) 給与改定の概要

(一般職)

一般職の国家公務員の給与改定の措置に準じ、次の改定を行いました。

項目	横須賀市の改定状況	国の改定状況
給 料	0.3%引上げ	0.3%引上げ
手 当	勤勉手当の引上げ (0.15 月)	勤勉手当の引上げ (0.15 月)

(特別職)

特別職の国家公務員の給与改定の措置に準じ、次の改定を行いました。

項目	横須賀市の改定状況	国の改定状況
給 料	改定なし	改定なし
手 当	期末手当の引上げ 市長・副市長等 (0.15 月)	期末手当の引上げ (0.15 月)

参考 平成 26 年人事院勧告の概要

- ① 民間給与との較差 (0.27%) を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら俸給表の水準を引上げ
- ② ボーナスを引上げ (0.15 月分)、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分

(14) 旅費の概要

公務出張に要する費用を旅費として支給しています。

その概要は次のとおりです。

種 類	内 容	支給額
鉄道賃・船賃・航空賃・車賃	運賃等を支給しています。	実費
旅行雑費	市外へ出張について支給しています。	1日につき200円
宿泊料	宿泊を要する場合に支給しています。	実費 (13,000円を上限)
支度料	外国へ出張には、支度に要する費用を支給しています。	国に準拠
日当	外国へ出張には、日当を支給しています。	国に準拠

(15) 公営企業職員の状況

公営企業職員とは、水道、下水道、病院等の公営企業に係る職員のうち、地方公営企業法の職員の身分取扱の規定が適用される職員を指します。

水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 12,038,140	千円 116,227	千円 1,038,414	% 8.6	% 10.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 154,699 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
26年度	181人	703,520千円	214,814千円	274,779千円	1,193,113千円	6,592千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成 27 年 3 月 31 日現在の人数です。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
横須賀市 (水道事業)	44.3歳	369,790円	549,333円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

横須賀市 (水道事業)		横須賀市 (一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,518千円		1人当たり平均支給額 (平成26年度) 1,580千円	
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分		(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

横須賀市（水道事業）			横須賀市（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 なし			その他の加算措置 なし		
1 人当たり平均支給額 1,077 千円 25,045 千円			1 人当たり平均支給額 3,649 千円 22,784 千円		

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 26 年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（平成26年度決算）			74,157 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成26年度決算）			410 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	10%	181 人	10%

エ 特殊勤務手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成26年度決算）			2,998 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成26年度決算）			27,254 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）			60.8%	
手当の種類（手当数）			7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する 支給単価
停水執行手当	料金課職員	停水執行業務	0 千円	1 件当たり 200 円
特殊作業手当	水道部門技術職員	給配水管の漏水修理等 作業	541 千円	日額 200 円
終日・交替制 勤務手当	交替制勤務職員	交替制勤務職員の夜勤 従事	1,886 千円	1 勤務当たり 1,800 円
用地交渉特別手当	用地管理担当職員	用地等の取得交渉に従 事	0 千円	日額 180 円（17 時 15 分以降 230 円）
下水道管内検査・ 清掃特別手当	修理保全課職員	下水道管等の検査、清掃 業務	1 千円	日額 新設管 150 円、 使用中の管等 300 円
自宅待機手当	修理保全課職員	業務命令による自宅待 機	2 千円	日額 450 円 （休日 1,800 円）
時間を単位とする 特殊勤務手当	全職員	勤務時間外に災害対応 等の業務に従事	568 千円	1 時間当たり 2,300 円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	43,302千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	266千円
支給実績（平成25年度決算）	45,572千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	273千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	配偶者 14,100円 その他の扶養親族 6,600円 配偶者が扶養親族でない職員の扶養親族のうち1人 7,600円 配偶者がいない職員の扶養親族のうち1人 11,600円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子等の扶養親族(加算) 5,500円	同 じ		23,480千円	244,587円
住居手当	自己所有住宅 15,800円 借家・借間 支給限度額 30,900円	同 じ		32,587千円	241,387円
通勤手当	通勤距離2km以上 交通機関利用者：運賃相当額（支給限度額55,000円） 交通用具利用者：通勤距離に応じて（支給限度額31,600円）	同 じ		20,010千円	118,403円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定する職、級にある者に対して支給 8級（部長） 110,000円 7級（次長） 85,000円 6級（課長） 75,000円 5級（課長補佐） 60,000円	同 じ		14,824千円	823,550円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員に支給 時間外勤務手当基礎額×25/100×夜間勤務時間数	同 じ		3,456千円	191,981円

下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 25年度の総費用に占め る職員給与費比率
26年度	千円 15,429,088	千円 819,048	千円 520,585	% 3.4	% 5.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 231,994 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
26年度	111人	443,495千円	135,647千円	173,437千円	752,579千円	6,780千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成 27 年 3 月 31 日現在の人数です。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
横須賀市（下水道事業）	44.1歳	378,736円	565,000円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

横須賀市（下水道事業）	横須賀市（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（平成26年度） 1,562千円	1人当たり平均支給額（平成26年度） 1,580千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

横須賀市（下水道事業）			横須賀市（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分	勤続 35 年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 なし			その他の加算措置 なし		
1 人当たり平均支給額 6,856 千円 24,218 千円			1 人当たり平均支給額 3,649 千円 22,784 千円		

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 26 年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成26年度決算）			46,975 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成26年度決算）			423 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
全地域	10%	111 人	10%

エ 特殊勤務手当（平成 27 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成26年度決算）			1,544 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成26年度決算）			23,389 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）			59.5%	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特殊作業手当	下水道部門 技術職員	下水処理業務、下水処理 水の水質試験業務	650 千円	日額200円
用地交渉特別手当	用地管理担当職員	用地等の取得交渉に従 事	0 千円	日額180円（17時15 分以降230円）
下水道管内検査・ 清掃特別手当	下水道部門 技術職員	下水道管等の検査、清掃 業務	13 千円	日額 新設管150円、 使用中の管等300円
自宅待機手当	下水道部門 技術職員	業務命令による自宅待 機	5 千円	日額450円 （休日 1,800円）
時間を単位とする 特殊勤務手当	全職員	勤務時間外に災害対応 等の業務に従事	876 千円	1 時間当たり 2,300円

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	30,290千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	309千円
支給実績（平成25年度決算）	34,916千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	364千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	配偶者 14,100円 その他の扶養親族 6,600円 配偶者が扶養親族でない職員の扶養親族のうち1人 7,600円 配偶者がいない職員の扶養親族のうち1人 11,600円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子等の扶養親族(加算) 5,500円	同 じ		15,942千円	270,204円
住居手当	自己所有住宅 15,800円 借家・借間 支給限度額 30,900円	同 じ		18,024千円	222,519円
通勤手当	通勤距離2km以上 交通機関利用者：運賃相当額（支給限度額55,000円） 交通用具利用者：通勤距離に応じて（支給限度額31,600円）	同 じ		11,882千円	123,775円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規則で指定する職、級にある者に対して支給 8級（部長） 110,000円 7級（次長） 85,000円 6級（課長） 75,000円 5級（課長補佐） 60,000円	同 じ		10,990千円	845,400円

3 職員の勤務状況等

(1) 年次休暇の概要と取得状況

労働基準法の規定に従い、原則として1年に20日の有給休暇が与えられます。

平成26年度の平均取得日数	平成25年度の平均取得日数
11.8日	11.6日

(2) 特別休暇の概要と取得状況

種 類	付与日数	取 得 者 数	
		平成26年度	平成25年度
ド ナ ー 休 暇	必要な期間	人 0	人 0
ボ ラ ン テ ィ ア 休 暇	5日以内	0	0
結 婚 休 暇	7日以内	42	53
出 産 休 暇	産前産後8週間	32	29
育 児 休 暇	1日2回、1回30分	2	5
出 産 補 助 休 暇	3日以内	69	74
忌 引 休 暇	1日から10日以内	495	484
追 悼 休 暇	1日	34	32
夏 季 休 暇	7日以内	3,200	3,197
災 害 休 暇	7日以内	0	0
	必要な期間	46	231
リ フ レ ッ シ ュ 休 暇	6日の範囲内	409	374
看 護 休 暇	10日以内	196	196
短 期 介 護 休 暇	5日以内 (2人以上は10日以内)	16	9
そ の 他	—	1	2

(3) 介護休暇の概要と取得状況

職員が要介護状態にある家族を介護するための休暇制度で、連続する6か月以内で取得することができます。介護休暇は、1日単位ではなく、時間単位で取得することもできます。

区 分	取 得 者 数	
	平成26年度	平成25年度
介護休暇	人 0(0)	人 0(0)

(注) () 内は、女性の取得者数であり、内数です。

(4) 病気休暇の概要と取得状況

職員が負傷または疾病のために勤務できない場合、医師の証明書等に基づき、療養のために必要最小限度の期間、勤務することが免除されます。

区 分	取 得 者 数	
	平成 26 年度	平成 25 年度
病気休暇	人 4 1 0	人 4 0 7

(5) 育児休業の概要と取得状況

職員が育児をするための休業制度があり、育児休業は対象となる子が3歳になるまでの期間、部分休業は対象となる子が小学校に就学する直前までの期間（1日2時間を限度）について取得することができます。

区 分	取 得 者 数	
	平成 26 年度	平成 25 年度
育児休業	人 2 7 (2 6)	人 2 6 (2 5)
部分休業	3 9 (3 8)	4 2 (4 0)

(注) () 内は、女性の取得者数であり、内数です。

(6) 配偶者同行休業の概要と取得状況

公務において活躍されることが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が、外国で勤務等する配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度です。

区 分	取 得 者 数
	平成 26 年度
配偶者同行休業	人 0 (0)

(注) () 内は、女性の取得者数であり、内数です。

(7) 安全衛生管理体制の整備状況

(各年4月1日現在)

組 織 等	説 明	平成 27 年	平成 26 年
		設置者数等	設置者数等
安 全 衛 生 委 員 会	労働者の健康障害を防止するための基本対策等で衛生に関する重要事項について調査審議するため、また、労働者の危険を防止するための基本対策等で安全に関する重要事項について調査審議するため設置される委員会	1 1 委員会	1 1 委員会
総 括 安 全 衛 生 管 理 者	安全衛生管理者及び衛生管理者の指揮や、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の事業場の安全衛生に関する業務の統括管理を行う者	8 人	8 人
安 全 管 理 者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、職場の設備や作業方法等に危険がある場合における応急措置等、安全に係る技術的事項を管理する者	4 6 人	4 5 人
衛 生 管 理 者	総括安全衛生管理者の指揮のもとに、健康に異常のある者の発見・措置や、作業環境の衛生上の調査等、衛生に係る技術的事項を管理する者	1 9 人	1 9 人
産 業 医	健康診断を実施する等、労働者の健康管理等に当たるとともに、事業者又は総括安全衛生管理者を指導助言する等、専門家として活動する医師	5 人	2 人
安 全 衛 生 委 員 会 委 員	安全衛生委員会を運営するための委員で、総括安全衛生管理者又は準ずる者、安全管理者から事業者が指名した者、当該事業場の労働者のうち安全に関し経験を有する者	1 2 1 人	1 2 1 人

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

職員は身分を保障されていますが、一定の事由があれば、分限処分や懲戒処分により職を失ったり、降任されたり、給料を減額されたりします。

分限処分とは公務の能率の維持のために行う処分であり、懲戒処分とは公務員としてふさわしくない非行等があった場合に公務員関係の秩序を維持するために行う処分です。

(1) 分限処分者 延 15 人

処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	降 給
勤務実績が良くない場合	0 (0)	0 (0)	()	()
心身の故障の場合	0 (0)	0 (0)	15 (27)	()
その職に必要な適格性を欠く場合	0 (0)	0 (0)	()	()
計	0 (0)	0 (0)	15 (27)	()

(注) 1 () 内は平成 25 年度の状況です。

2 休職は新規発令件数です。

(2) 懲戒処分者 延 1 人

処 分 事 由	免 職	停 職	減 給	戒 告
給与・任用に関する不正	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
一般服務違反関係	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)
一般非行関係	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
収賄等関係	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
道路交通法違反	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
管理監督責任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)
計	0 (0)	1 (1)	0 (1)	0 (1)

(注) 1 () 内は平成 25 年度の状況です。

2 地方公務員法以外の措置として訓告等があります。

5 職員の研修の状況

(1) 庁内研修

①基本研修 各職位の役割を認識し必要な知識を身につけるために行う研修

新規採用職員研修ほか	平成 26 年度	平成 25 年度
	延 9 6 6 人	延 6 0 3 人

②能力開発研修 人材育成基本方針に基づく求められる能力ごとに必要な知識の習得や能力開発を目的とした研修

人権、さわやか対応研修ほか	平成 26 年度	平成 25 年度
	延 1, 1 8 0 人	延 1, 2 1 6 人

③自由選択研修 業務にすぐに役立つスキルを身につけるために行う研修など

財務研修ほか	平成 26 年度	平成 25 年度
	延 2, 2 4 0 人	延 2, 0 1 3 人

(2) 派遣研修 より広い視野や専門的な知識を身につけるために、職員を外部の専門機関などへ派遣することにより行う研修

市町村アカデミーほか	平成 26 年度	平成 25 年度
	延 5 3 4 人	延 4 7 2 人

(3) その他の研修 自己啓発支援、職場集合研修など

自主研究グループ活動援助、 職場接遇研修援助（モニター）ほか	平成 26 年度	平成 25 年度
	延 4 9 5 人	延 4 4 4 人

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害補償の概要と実施状況

公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害には、地方公務員災害補償基金から一定の補償がなされます。

区 分		平成26年度		平成25年度	
		傷 病	死 亡	傷 病	死 亡
通勤災害	認定発生取扱件数	件 5	件 0	件 10	件 0
	公務上認定件数	5	0	10	0
	公務外認定件数	0	0	0	0
	認定手続申請中	0	0	0	0
公務災害	認定発生取扱件数	26	0	37	0
	公務上認定件数	25	0	36	0
	公務外認定件数	1	0	0	0
	認定手続申請中	0	0	1	0

(2) 職員の健康診断等の概要

労働安全衛生法に従い、職員の健康診断を年1回実施しており、職員の健康に配慮しています。

また、保健師が健康診断後の事後指導を行うとともに、職場への巡回を含めた健康相談を実施しています。

(3) メンタルヘルスへの対応状況

メンタルヘルスに対しては、人事課に相談窓口を置いて、産業医と保健師が随時相談に応じているほか、精神科医、臨床心理士及び産業カウンセラーによるメンタル相談を実施しています。

また、職員を対象にメンタルヘルスの研修を行っています。

(4) セクシャルハラスメントへの対応状況

セクシャルハラスメントに対しては、職員の相談窓口を人事課において、随時相談を受け付けています。相談を受けた場合、必要に応じて専門の相談員による対応をしています。

また、職員を対象にセクシャルハラスメントに関する研修を行っています。

(5) その他職員福祉のための独自の制度の概要

ア 事業内容

横須賀市職員厚生会は、職員の保健、元気回復その他厚生に関することを増進するために設置された組織で、職員からの会費、横須賀市からの交付金をもとに運営されています。

主な事業	1 文化・教養事業	文化体育奨励費
	2 給付事業	カフェテリアプランなど
	3 保養・厚生施設事業	えらべる倶楽部など

イ 負担率（給料月額に対する負担率）

	会員掛金	市交付金	負担割合（個人：市）
平成 26 年度	6／1000	3.7／1000	1：0.62

ウ 平成 26 年度市交付金決算額 45,499,128 円

エ 見直しの状況

平成 19 年度から交付金の算定方法を改め、市負担額を削減しました。

7 公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立）

（１）勤務条件に関する措置要求制度の概要と状況

平成 26 年 度 当 初 継続件数	新規申立 件 数	処 理 件 数					平成 26 年 度 末 継 続 件 数
		申立容認	棄 却	却 下	取下げ	計	
件 0	件 0	件 0	件 0	件 0	件 0	件 0	件 0

（２）不利益処分に関する不服申立制度の概要と状況

平成 26 年 度 当 初 継続件数	新規申立 件 数	処 理 件 数					平成 26 年 度 末 継 続 件 数
		処分取消	処分容認 (棄却)	却 下	取下げ	計	
件 0	件 0	件 0	件 0	件 0	件 0	件 0	件 0

8 その他

(1) 定員適正化計画及び職員削減の状況

横須賀市は、平成9年度から平成13年度の5年間で職員を295人削減する定員適正化計画を策定しました。

平成14年度から平成16年度においては、第3次『行政改革推進のための実施計画』を策定し、「人件費率29%未満」の数値目標のもとで、職員削減に取り組みました。

平成17年度には、行政改革大綱を改定し、その取り組みを示した『集中改革プラン』において、平成18年度から平成22年度までの5年間で職員325人の削減を計画しました。ただし、この期間内に市民病院の指定管理者移行等を行った結果、定員の削減数は653人となりました。

平成23年度から平成25年度においては、『行政改革プラン』を策定し、28人の定員の削減を実施しました。

平成26年度からは、さまざまな行政需要に対する「適正化」という視点を新たに加えた『第2次行政改革プラン』（計画期間平成26年度～29年度）を策定し、職員数の適正化に取り組んでいます。

過去10年間の年次別職員削減状況(実績)の概要 (各年4月1日現在)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
定員	人 3,945	人 3,900	人 3,765	人 3,723	人 3,339
前年度比較	△47	△45	△135	△42	△384
実人員	3,850	3,797	3,665	3,582	3,287
前年度比較	△39	△53	△132	△83	△295

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
定員	人 3,320	人 3,313	人 3,311	人 3,337	人 3,355
前年度比較	△19	△7	△2	26	18
実人員	3,206	3,199	3,157	3,187	3,187
前年度比較	△81	△7	△42	30	0

(2) 特定事業主行動計画の実施状況

横須賀市は、次世代育成支援対策推進法に基づき、横須賀市特定事業主行動計画「仕事と子育て両立支援プラン」を策定し、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、次世代育成支援対策を推進しています。

平成 26 年度の主な取り組みは以下のとおりです。

① 出産や育児にかかる休暇、育児休業等の取得促進に向けた取り組み

出産・育児等の際に利用できる制度についてとりまとめた「出産・育児等にかかる制度・手続き一覧」を電子掲示板等を通じて周知するとともに、育児休業の職員の代替要員の配置等、育児休業を取得しやすい環境の整備に努めました。

② 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取り組み

女性職員を対象に、仕事と子育ての両立やキャリア形成等について相談や助言を受けることができる「メンタリング」の支援について自己啓発研修として位置づけています。

担当者級、係長(主査)級職員に対して、能力開発研修として男女共同参画研修を必修化し実施しました。

③ 超過勤務の縮減に向けた取り組み

毎月の給与支給日、期末勤勉手当支給日、及び7月7日(クールアースデー)を「時間外一斉消灯の日」とする取り組みを実施し、また、特に7月1日から9月30日までの間の月曜日と水曜日を「ノー残業デー」として徹底するよう周知することで、定時退庁の徹底を図りました。

④ 出産・育児のため休業した職員の支援に関する取り組み

出産・育児のために1年以上の期間、休暇取得あるいは休業していた職員のキャリアの継続を支援するため、優先的に能力開発研修を受講することができるよう配慮しました。

⑤ 横須賀市特定事業主行動計画「仕事と子育て両立支援プラン」の改訂検討

平成 26 年 4 月に次世代育成支援対策推進法が改正され、国が策定する行動計画策定指針も同年 11 月に改正されたことから、仕事と子育て両立支援プラン推進委員会を開催し、特定事業主行動計画の改訂に向けた検討を行いました。

育児休業の取得状況（男女別）

	平成 26 年度		平成 25 年度	
	取得者数	取 得 率	取得者数	取 得 率
男性職員	人 1	% 1. 5	人 1	% 1. 5
女性職員	2 6	1 0 0	2 5	1 0 0

（注）取得率は、年度内に新たに取得した者を年度内に新たに取得可能となった者で除した数値

年次休暇の概要と取得状況（再掲）

平成 26 年度の平均取得日数	平成 25 年度の平均取得日数
1 1. 8 日	1 1. 6 日

特別休暇の概要と取得状況（再掲）

種 類	付与日数	取 得 者 数	
		平成 26 年度	平成 25 年度
出 産 休 暇	産前産後 8 週間	人 3 2	人 2 9
育 児 休 暇	1 日 2 回、1 回 3 0 分	2	5
出 産 補 助 休 暇	3 日以内	6 9	7 4
看 護 休 暇	1 0 日以内	1 9 6	1 9 6

部分休業の取得状況（再掲）

取 得 者 数	
平成 26 年度	平成 25 年度
人 3 9 （ 3 8 ）	人 4 2 （ 4 0 ）

（注）（ ）内は、女性の取得者数であり、内数です。